

## 川上村空家等対策計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 委託業務名

川上村空家等対策計画策定支援業務（以下「委託業務」という。）

### 2 目的

本村では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「空家特措法」という。）に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、「川上村空家等対策計画」（以下「本計画」という。）を平成31年3月に策定し、各種施策を進めてきた。社会・経済状況の変化や国・県の動向、村の上位計画等を踏まえ、また、現行の本計画が6年を経過したことから、本村の空き家の現状や、これまでの空き家対策事業に関する成果を整理・評価し、今後の目標や施策の方向性を検討・立案し、本計画の改定を行うことを目的とする。

### 3 委託業務の概要

#### (1) 業務内容

「川上村空家等対策計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (2) 委託期間（予定）

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

#### (3) 契約上限額

3,542千円（消費税及び地方消費税を含む。）

本委託業務の実施に係る経費は全て委託料に含むものとする。

#### (4) 委託者

川上村

#### (5) 支払方法

受託者は、業務完了後に委託者へ提出する報告書等の検査終了後、委託料を村に請求するものとし、村は、受託者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

### 4 スケジュール（予定）

| 内容       | 日程                               |
|----------|----------------------------------|
| 公募開始（公告） | 令和8年4月27日（月）                     |
| 仕様書等の交付  | 令和8年4月27日（月）～令和8年5月15日（金）        |
| 質問の受付    | 令和8年5月11日（月）午後5時15分まで            |
| 質問の回答    | 随時回答<br>最終：令和8年5月13日（水）午後5時までに回答 |

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 参加申込書等の提出期限     | 令和8年5月15日（金）午後5時15分まで |
| ヒアリング及び審査委員会の実施 | 令和8年5月22日（金）予定        |
| 審査結果の通知         | 令和8年5月27日（水）予定        |

## 5 仕様書等の交付方法

川上村ホームページからダウンロード

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるものに該当しない者であること。
  - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (3) 応募書類提出期限において、川上村の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (5) 川上村に納税義務がある場合、川上村に対して法人等として滞納がないこと

## 7 質問受付及び回答

委託業務に係る質問事項がある場合は、所定の質問書（様式2）に簡潔に要旨を記載の上、電子メールに添付し提出してください。また、質問書送信後に、確認のため電話連絡をしてください。

なお、質問受付期限を過ぎて提出された質問については受け付けません。

- (1) 受付期間

令和8年4月27日（月）～令和8年5月11日（月）午後5時15分まで
- (2) 提出先（電子メールアドレス）

川上村くらし定住課（担当：垣内）(r-kakiuchi@vill.nara-kawakami.lg.jp)
- (3) 回答方法

提出された質問事項と回答については、令和8年5月13日（水）午後5時までに質問者へ電子メールで回答するとともに、村ホームページに掲載する。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1） ※ 正本のみ押印のうえ提出
- ② 企画提案書（任意様式）
  - ※ 別紙「川上村空家等対策計画策定支援業務委託仕様書」に基づき作成すること
  - ※ 提案書の中で委託業務の実施体制について提示すること
- ③ 見積書及び内訳書（消費税及び地方消費税含む）（任意様式）
- ④ 類似業務の受託実績の内容がわかる資料（任意様式）
- ⑤ 川上村税に滞納がないことの証明書（川上村に納税義務がある場合。写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

### (2) 提出期間

令和8年5月15日（金）午後5時15分まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。持参の場合は川上村の休日を定める条例（平成元年12月21日条例第32号）に規定する村の休日を除く午前8時30分から正午まで及び、午後1時から午後5時15分までに持参し、郵送の場合は(2)の期間内必着とする。

### (4) 提出先

〒639-3594

奈良県吉野郡川上村大字迫1335-7

川上村くらし定住課

### (5) 提出部数

正本1部、副本4部

### (6) 辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに辞退届（様式3）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。）。

## 9 選定方法

### (1) 審査体制

川上村職員で構成する川上村空家等対策計画策定支援業務公募型プロポーザル選考審査委員会（以下「委員会」という。）が、別紙2に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

### (2) 審査方法

委員会は、提出された書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに審査し、総合点数により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。なお、総合点数が同じ場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相

手方の候補者とはしないものとする。

(3) ヒアリング審査

令和8年5月22日（金）（予定）

発表時間は1事業者につき30分以内（内容説明20分以内、質疑応答10分以内）とする。

詳細な日時・場所については後日、通知する。

(4) 審査項目

別紙2「川上村空家等対策計画策定支援業務プロポーザル選定評価基準表」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「6 参加資格」要件を満たさなくなった場合
- ② 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があったと川上村が認めた場合
- ⑥ その他委員会が不適格と認めた場合

(6) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、ヒアリングに参加する事業者を選定することがある。

(7) 審査結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知し、川上村ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じない。

## 10 契約手続

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外には使用しないものとする。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。
- (7) 書類提出以後の参加辞退した場合において、以後における不利益な扱いはしないものとする。

- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9) 本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。
- (10) 提案書は、川上村情報公開条例の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第6条の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし、企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第6条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (11) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に村の承認を得た場合はこの限りではない。

## 12 問合せ・連絡先

川上村くらし定住課

担当：垣内

〒639-3594

奈良県吉野郡川上村大字迫 1335-7

電話：0746-52-0111 内線 62

F A X：0746-52-0345

電子メール：r-kakiuchi@vill.nara-kawakami.lg.jp